

令和4年度 第1回 旭川方面稚内警察署協議会 議事概要

1 開催日時

令和4年6月23日（木）午前11時0分から午後1時0分までの間

2 開催場所

旭川方面稚内警察署 署長室

3 出席者

(1) 旭川方面公安委員会

○ 委員 杉川 毅

(2) 協議会委員：7人（定員7人）

○ 会長 森 豊 昭

○ 副会長 柏谷 真未

○ 委員 加藤 亜紀

○ 委員 櫻庭 均

○ 委員 品田 新一

○ 委員 田尻 隆志

○ 委員 円山 智恵美

(3) 稚内警察署：9人（旭川方面本部含む）

○ 署長 田村 厚己

○ 副署長 谷口 守

○ 警務課長 堤 稔

○ 生活安全課長 佐藤 博幸

○ 地域課長 武者 大介

○ 刑事課長 西村 浩二

○ 交通課長 大庭 和樹

○ 警備課長 吉成 司

○ 旭川本部 三春 陽平

4 式次第

(1) 旭川方面公安委員紹介

(2) 稚内警察署幹部紹介

(3) 山岳救助訓練見学

(4) 旭川方面公安委員挨拶

(5) 稚内警察署協議会会長挨拶

(6) 稚内警察署長挨拶

5 活動概況説明

- (1) 協議会について
- (2) 懲戒処分等報告について
- (3) 犯罪発生状況等について
- (4) 特殊詐欺事件の現状と対策について

6 質疑応答

- (1) 防犯メールやホームページなどで特殊詐欺の発生状況等は把握していますが、情報発信している以外にも相談件数などを含めると、どれくらいの発生件数がありますか。

**【回答】**

稚内警察署では令和3年中（1月1日～12月31日）に受けた特殊詐欺に関する相談は15件で、その都度必要に応じて、防犯メールや報道発表、FMラジオ、交番・駐在所ミニ広報誌などを使って情報発信に努めています。

詐欺電話や、メール、ハガキなどが来ても、警察に相談されない方がいると考えられますので、認知している以外の発生件数は把握していません。

そこで北海道警察では、「詐欺電話がきたら#9110」として警察への相談を呼びかけしています。

#9110とは、緊急の事件事故ではない相談を受ける警察相談専用ダイヤルですので、ぜひ周囲の方へもお知らせいただきたいと思います。

- (2) 特殊詐欺防止に関しては特効薬など無く、地道な啓発しかないのかと考えますが、警察の考えはどうか。

**【回答】**

金融機関の方々には、特殊詐欺被害防止のため、様々な活動ご協力を頂き非常に感謝しております。

被害を防止していくためには、地道な啓発などの活動を続けていくことが大切であり、今後ともご協力をお願いいたします。

- (3) 犯人グループ検挙へ繋がった好事例を聞かせてください。

アジト解明に繋がった情報としてはどのようなものがありますか。

**【回答】**

検挙の好事例としましては、だまされたふり作戦による検挙があげられます。

犯人となる受け子の逮捕から、主犯格のグループや、最近は海外に作られること

も多いアジトの解明に繋げるよう、全国警察が情報を共有して捜査に臨んでいます。

また、過去の検挙事例を見ますと、マンションの住民やホテル従業員から「多くの男性が出入りしている部屋がある。」といった情報が寄せられアジトを発見した例もあります。

些細な情報が犯人グループの解明に繋がることもありますので、引き続き警察と地域住民が一体となって詐欺被害防止の気運を高めることが重要だと考えています。

- (4) 録画機能の付いた防犯カメラの取り付けが増えているように感じます。これらの映像は、実際の防犯や警察の捜査に役立つのでしょうか。

また、映像を提供された際、警察として留意・配慮している点はありますか。

**【回答】**

映像は、警察の捜査に役立ちます。

企業や個人の方のご協力で防犯カメラ映像を提供していただき、検挙・解決できた事件は数えきれません。

警察として防犯カメラ映像を提供していただくにあたり、原則的には所有者の方に説明を尽くし、その理解をいただいた上で任意に提供していただくよう努めているほか、個人のプライバシーの保護には細心の注意をはらっているところです。

- (5) 特殊詐欺と詐欺の違いは何ですか。

電話やネットではなく直接人が訪問した案件はありましたか。

**【回答】**

特殊詐欺と詐欺の違いについてですが、特殊詐欺は、詐欺の中のひとつの分類です。人が来訪した案件についてですが、当署管内では把握していません。

- (6) 観光シーズンに入り、観光客が多くなり、朝夕に市街地の至る所を散策しているため、歩道上の駐車が各所で散見されます。

観光地として、広報や指導など必要かと思います。

**【回答】**

違法駐車は、交通事故の原因にもなりかねませんので、警察としても、必要な指導などと共に関係機関等と協力して広報啓発等に努めていきたいと思っています。

- (7) 「SNSで誹謗中傷を受けている。」との行政相談を受けたのですが、どのような対応を取ることが適切ですか。

**【回答】**

刑法の侮辱罪か名誉毀損罪が該当するケースが多くあります。

SNSの内容が記載されている画面が後々証拠となることから、画面を保存する等の措置をとった後、警察へ相談して下さい。

- (8) 国道238号線沿いにある猿払村漁業協同組合の出入口が見通しが非常に悪く、ミラーの設置を検討しているのですが、どこに連絡をしたらよいですか。

**【回答】**

道路を管理する管理者であり、国道であれば北海道開発局となります。

警察においても現状を確認し、北海道開発局に連絡をしたいと考えています。

7 委員からの意見

駐在所の方が、土日や深夜時間帯を問わずパトカーでパトロールしてくれている。とても頼りになるし、安心できます。

ただ、観光客などが私有地で寛いでいる姿が見受けられるので、継続してパトロールをしてほしいです。

8 閉会

【稚内警察署協議会開催状況】



---